

料廃止。

対象施設に温泉浴室のみ利用区分を設け、回数券の設定した。

施行時期を10月1日。

●議案第7号

湯沢町乳児の医療費助成に関する条例の制定について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

湯沢町妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例を廃止し、「乳児の医療費助成に関する条例の制定」と「妊婦の健康診査費用助成の要綱」に分け整備。

乳児の医療費助成は、通院では0歳から3歳までは県、町負担、4歳から6歳までは湯沢町が全額負担で助成。入院では0歳から4歳までは県、町で負担、5歳から6歳までは湯沢町が全額負担で助成。妊婦の健康診査費用助成を充実させ、湯沢町全額負担で受診票を4枚から8枚に増やした。

●議案第8号

湯沢町乳児の医療費助成に関する条例の制定について

て

(賛成全員で可決すべきものと決定)

湯沢町乳児の医療費助成交付要綱を「幼児の医療費助成に関する条例」「乳児の医療費助成に関する条例施行規則」に分けて整備。

●議案第13号

湯沢町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

平成4年以降料金改正がなされていなかったこと及び日本画14点の展示とリニューアルによる大幅な展示内容の充実を図ることにより入場料金の改正。

近隣の博物館、美術館も500円前後である。



6月から雪国「日本画の世界」を展示する雪国館

●議案第16号

平成16年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

33万8千円減額する補正。歳入では、保険税滞納繰越14万円の贈、県の交付金47万8千円の減額。

歳出では、出産育児一時金、1件30万円4件で120万円増、葬祭費1件10万円19件減190万円の減額。

●議案第18号

平成16年度介護保険特別会計補正予算(第3号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

3千569万6千円を増額する補正。給付費が3千400万円増額になり、それに伴う保険料、国の負担金、交付金の増額及び不足分を基金から繰入れる補正。

●案第21号

平成16年度病院事業会計補正予算(第3号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

2万9千円の減額補正で、共済費、輪番制単価の減額補正。

●請願1号

郵便局の現行維持に関する請願

(賛成全員で採択すべきものと決定)

●陳情第1号

被災者生活再建支援法及び関係法令の改正等に関する陳情

(全員賛成で採択すべきものと決定)

●陳情第2号

国家公務員の「地域別給与」への改善を行わず地方財政の確立と充実を求める陳情

(賛成少数で不採択するものと決定)